

市川市少年センター設置条例施行規則

昭和 44 年 5 月 15 日
教育委員会規則第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、市川市少年センター設置条例（昭和 44 年条例 33 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平 6 教委規則 3・全改)

(市川市少年センター運営協議会の委員)

第 2 条 条例第 5 条に規定する市川市少年センター運営協議会（次条において「協議会」という。）の委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 教育関係者
- (2) 児童福祉関係者
- (3) 警察関係者
- (4) 学識経験者
- (5) 民間有識者

(平 6 教委規則 3・令 4 教委規則 7・一部改正)

(会議)

第 3 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じ、会長が召集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 会議は、委員の半数以上の出席をもって成立する。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長が決する。

(平 6 教委規則 3・一部改正)

(補導員)

第 4 条 条例第 9 条に規定する補導員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) PTA 会員
- (2) 民生委員・児童委員及び保護司
- (3) 青少年相談員
- (4) 民間有識者

(平 6 教委規則 3・追加)

(その他)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

(平 6 教委規則 3・一部改正)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 6 年 3 月 30 日教育委員会規則第 3 号）抄
(施行期日)

1 この規則は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 7 月 12 日教育委員会規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。